

第八次計画実績と各種調査結果から見える現状と課題及び今後の方向性について

資料3

大項目(章)	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
1 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命延伸に向けた取組 生活習慣病予防の推進 歯と口腔の健康づくりの推進 感染症対策の推進 	<p>【フレイル予防】【健康づくりの情報提供】 健康のために心がけていることとして、食生活をあげる高齢者は75%程度だが、運動については約半数にとどまっている。</p> <p>【特定健康診査・特定保健指導等】 後期高齢者健康診査受診率は、新型コロナウイルス感染症による受診控えのため減少した。</p> <p>【高齢者インフルエンザ予防接種事業】 【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業】 それぞれの予防接種率は、新型コロナウイルス感染症による受診控えのため減少した。</p>	<p>【フレイル予防】【健康づくりの情報提供】 健康寿命の延伸・健康格差の縮小が求められる一方、超高齢社会の到来により生活習慣病有病率及び要介護認定率等の増加が懸念される。疾病の発症予防、早期発見・重症化予防、及び、介護予防など、市民自らの健康づくりに対する意識を醸成することが必要である。</p> <p>【感染症対策】 新型コロナウイルス感染症だけでなく、新たな感染症予防の取り組みも重要である。</p>	<p>【施策全般】 健康寿命の延伸を図るため、青壮年期から健康づくりを意識した生活習慣の実践が重要であることを周知し、新たな感染症予防への取り組みも含めて市民の健康への意識や関心を高め、各種健康診査・検診や予防接種実施率の向上を図る。また、フレイル予防のため、運動、栄養、社会参加を意識し生活することの必要性を壮年期から周知啓発する。</p>	健康づくり課 保健・感染症課
2 生きがい対策の充実	社会参加の促進	<p>【高齢者健康長寿サポート事業】【老人クラブ活動】 高齢者人口が増加する中、高齢者健康長寿サポート事業の利用者数は年々増加しているが、老人クラブへの加入者数、敬老会への参加率は減少傾向である。</p>	<p>高齢者が地域活動や就労等の社会参加活動を行うことは、自身の生活の質を高め、孤立防止、健康づくりの面からも重要であるが、ライフスタイルや価値観も多様化しており、ICT技術も取り入れながら多岐にわたる社会参加へのニーズへの対応が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が持つ多様な知識と経験を活かし、地域社会の一員として生きがいを持ち活躍できるよう、健康長寿サポート事業の継続、老人クラブ活動への支援、農福連携も意識した就労対策、世代間交流が図られる事業等を推進する。なお、事業のあり方については、高齢者のライフスタイルや価値観の変化に対応した実施方法等を検討する。 高齢者雇用安定法の改正(2021.4)により事業主に70歳までの継続雇用が努力義務化。高齢者の就労変化を踏まえた高齢者サービス見直しの検討 上記と関連し慢性的な人手不足を考慮した高齢者の就労促進 マッチング等の対策の検討 デジタル田園都市国家構想基本方針(2022.6)等による国家的なデジタル化推進に取り残されない高齢者のリテラシー向上対策の推進 	健康長寿課
		<p>【いきいきデイクラブ事業】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、実施回数や参加人数を減らすなど、感染対策を実施しながら事業を継続した。</p>	<p>【いきいきデイクラブ事業】 実施会場としていた公共施設の老朽化により、段階的に会場変更を検討する必要がある。また、会場変更に伴い、事業内容も見直す必要がある。</p>	<p>【いきいきデイクラブ事業】 実施会場の変更に伴い、提供するサービス内容も見直す必要があることから、利用者のニーズ等も踏まえながら事業の方向性を再検討する。</p>	地域包括ケア推進課
		<p>【市民活動・地域活動の参加促進(協働のまちづくり推進事業)】 第二次郡山市協働推進基本計画(2018~2025)に基づき、市民活動団体や地域コミュニティ団体の支援等各種施策を実施している。</p>	<p>【市民活動・地域活動の参加促進(協働のまちづくり推進事業)】 人口減少・少子高齢化に伴い、市民活動団体は継続して活動できる組織運営が必要とされる。</p>	<p>【市民活動・地域活動の参加促進(協働のまちづくり推進事業)】 持続可能な市民活動団体として、運営効率化や活動資金の調達等、ニーズに即した支援を継続する。</p>	市民・NPO活動推進課
		<p>【三世代交流事業】 ①地域の団体と連携し、交流室で「干支の張子の絵付け」、集会室で「昔遊び」を実施している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症に伴い、例年協力してくれている地域団体から高齢者の感染防止を理由に参加辞退の申し出があったが、地域の高齢者や親子の参加はあったため感染対策を実施しながら事業を実施した。</p> <p>②地区・地域公民館では、子どもから高齢者までを対象として、地域を活性化するための事業を地域団体と連携を図りながら、様々な交流事業が展開されている。</p> <p>③子育て親子のほかに、高齢者も参加可能にしている「わくわくつどいのひろば」事業を、ニコニコこども館において月に1~2回の頻度で開催している。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、対象範囲や人数を限定するなど、感染対策を実施しながら事業を継続した。</p>	<p>【三世代交流事業】 ①参加者の固定化や関連団体の高齢化により、事業内容を検討する必要がある。</p> <p>②子育て世代層(父、母)に参加時間や参加回数に余裕がなく、単発の講座になってしまう。</p> <p>③チラシ等を作成、配布したり、WEB上でも掲載して周知を図ってはいるが、高齢者の参加数は減少傾向にある。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、対象範囲や人数を限定するなど、感染対策を実施しながら事業を継続した。</p>	<p>【三世代交流事業】 ①実施会場を変更し、地域団体、地域の高齢者や親子が自由に参加して交流できるイベントを検討する。</p> <p>②受講者等のニーズを踏まえながら継続して実施する予定。</p> <p>③高齢者のニーズ等を踏まえながら、事業の方向性を検討する。</p> <p>④社会経済情勢やライフスタイルの変化を見据え、参加者のニーズを踏まえながら、行事实施の方向性を検討していく必要がある。</p>	①男女共同参画課 ②生涯学習課 ③こども家庭未来課 ④保育課

大項目(章)	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
2 生きがい対策の充実	生涯学習等の支援	【長寿社会対策推進事業(あさかの学園大学)】 ・あさかの学園大学は、新型コロナの影響で学生数の減少がみられたが回復傾向にある。令和元年度から募集対象をこおりやま広域圏に拡大し、圏域内の交流が図られている。 ・高齢者のデジタルリテラシー向上のため2021(令和3)年度から初心者向けスマートフォン講座等を実施し定員を超える受講希望がある。	高齢者が生涯学習活動を行うことは、自身の生活の質を高め、孤立防止、健康づくりの面からも重要であるが、ライフスタイルや価値観も多様化しており、ICT技術も取り入れながら多岐にわたる学習ニーズへの対応が必要である。	・高齢者が持つ多様な知識と経験を活かし、地域社会の一員として生きがいを持ち活躍できるよう、あさかの学園大学の運営や、デジタル活用支援も含めた生涯学習機会の提供等を推進する。なお、事業のあり方については、高齢者のライフスタイルや価値観の変化に対応した実施方法等を検討する。 ◎その他社会情勢の変化への対応 ・急速な少子高齢化に伴い、人的・財政的負担増を考慮した高齢者施策全体の見直しが必要。 ・デジタル田園都市国家構想基本方針(2022.6)等による国家的なデジタル化推進に取り残されない高齢者のリテラシー向上対策の推進。	健康長寿課
		【公民館での定期講座開催事業】 ①地区・地域公民館では、高齢者の学習ニーズに応じた講座など実施することで、高齢者の生きがいづくりや地域の活性化を推進した。 ②新型コロナウイルス感染症の感染状況が緩和し、前年度に比べ講座開催回数、受講者数ともに増加した。	【公民館での定期講座開催事業】 ①少子高齢化に伴い、公民館事業に参加する世代が高齢化に偏っている。 ②社会の変化に対応して、子どもから高齢者まで各世代の学習ニーズに応じた講座を開催する必要がある。	【公民館での定期講座開催事業】 ①高齢者の生きがいづくりやニーズを的確に把握し継続して実施する。 ②受講者アンケート等に基づき受講者の興味・関心が高い講座を開催したことから受講者の満足度は高い状態を維持している。今後も継続してオンラインでの講座を開催することで幅広い年齢層の受講を促す。また、地域の実情や市民のニーズに対応した学習機会を設けることで、自己啓発や仲間づくりを推進する。	①生涯学習課 ②中央公民館
		【生涯学習支援事業】 出前講座についてはコロナの流行もあり、参集型の実施に加え、Z o o mを利用して開催するなど、感染対策を講じながら事業を継続した。	【生涯学習支援事業】 きらめきバンク登録者の活動件数や出前講座の申込件数等が減少傾向にあるため、原因を分析する必要がある。	【生涯学習支援事業】 利用者減の原因分析及び事業のP Rを積極的に行い継続して実施する。	生涯学習課
		【高齢者作品展・スポーツ大会の開催】 ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、高齢者スポーツ大会は中止としたが、ゲートボール大会・高齢者作品展については、感染対策を実施しながら事業を継続した。	【高齢者作品展・スポーツ大会の開催】 ・高齢者人口は増加しているが、参加者数に大きな増加はみられない。 ・老人クラブに加入している方を対象としているが、老人クラブ加入者が減少傾向にある。	【高齢者作品展・スポーツ大会の開催】 ・高齢者の健康の維持・増進、併せて高齢者相互の親睦と生きがいの充実を図るため、継続して実施する。 ・高齢者のライフスタイルや価値観の変化に対応した事業内容を検討していく。	健康長寿課 スポーツ振興課
		【ICTの活用】 ①DX戦略課と連携を図り、主に高齢者を対象としたスマートフォンの基礎講座を実施した。 ②町内会や希望する高齢者等を対象に、地区地域公民館において「スマートフォンの基本操作」等の講座を53回を開催した。	【ICTの活用】 ①参加対象者の年齢に制限はないが、出来るだけ多くの高齢者に参加していただきたい。 ②講座を実施していることを知らない市民がいて、情報を得る機会を逃している可能性がある。	【ICTの活用】 ①受講者等のニーズを踏まえながら継続して実施する予定。 ②講座の実施回数を増やす。こおりやま広域圏に展開する。	①生涯学習課 ②DX戦略課
		【高年齢者就業機会確保事業】 高年齢者に対して生きがいの充実や社会参加の推進を図るため、公益社団法人郡山市シルバー人材センターへ運営費を補助している。また、シルバー人材センターに準ずる団体を高年齢等就業支援団体として認定し、高年齢者等に対する就業の機会の確保及び組織的提供を行っている。	【高年齢者就業機会確保事業】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことにより会員数が減少しており会員数増強及び退会者数の減少に努める必要がある。	【高年齢者就業機会確保事業】 定年延長や再雇用制度によりシルバー人材センターへの入会希望者は今後も減少傾向が続くとみられるが、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得、地域社会活性化に貢献できるという点から、継続して支援を行う。	産業雇用政策課
	【介護資格取得費用の一部助成】 慢性的に人材が不足している介護分野への人材を確保するため、学生及び求職者等の介護資格取得費用の一部を助成した。	【介護資格取得費用の一部助成】 介護分野への就職を希望する方、介護職で働いており資格取得によるステップアップを目指す方に研修受講料の一部を助成しており、介護従事者確保に一定の効果がある。	【介護資格取得費用の一部助成】 引き続き介護従事者確保のため、支援を行う。	産業雇用政策課	

大項目(章)	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
2 生きがい対策の充実	高齢者の就労対策	<p>【農業における高齢者の活用】 家庭菜園が農業労働力の一端を担う一助にはならないことから、表現の修正が必要である。</p>	—	<p>【農業における高齢者の活用】 (現)高齢者の生きがいづくりとして、家庭菜園などへの取り組みを支援します。 ↓ (新)アグリサポーター制度加入などへの取り組みを支援します。</p>	園芸畜産振興課
3 生活環境の充実	安全・安心な環境づくりの推進	<p>【ユニバーサルデザインの推進・暮らしやすい環境の整備】 ①第二次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針(2018~2025)に基づき、ユニバーサルデザインの啓発・ユニバーサルデザインを実践できる人材育成等、各種施策を実施している。 ②安全で快適な生活環境を構築するため生活道路の整備を実施している(第二次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針2022取組状況) ③乗合バス事業者が自身で維持することが困難な路線で、市が市民の生活に必要な交通手段として維持が必要と認めた路線に対し、赤字補填補助を行っている。 ④公園トイレのユニバーサルデザイン化や健康遊具の整備等により、高齢者や障がい者など施設利用者の利便性が向上した。</p>	<p>【ユニバーサルデザインの推進・暮らしやすい環境の整備】 ①2025年以降は高齢者に対するUDの取り組みが重要になる。 ②本事業は、身近な生活道路において、狭隘な道路の拡幅改良や砂利道の舗装などを地元要望に基づき計画的実施する事業である。整備にあたっては、「郡山市市道の構造の技術的基準を定める条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき整備しており、整備により、安全で快適に移動できる生活環境につながるものである。 ③路線バス事業者は、運転手の高齢化に伴うドライバー不足が深刻となっており、既存の路線を現状のまま維持することが難しい状況となっている。また、市町村間をまたぐ路線等では、利用者が減少し、赤字額が大幅に増加している。今後、バス路線を維持していくためには、公共交通事業者と連携し、路線の効率化や自動運転等新しい技術について検討する必要がある。2025年以降は高齢者に対するUDの取り組みが重要になる。 ④原材料費や労務価格の上昇等により事業費の増加が見込まれる。</p>	<p>【ユニバーサルデザインの推進・暮らしやすい環境の整備】 ①高齢者や障がい者等、配慮を必要とする人への理解促進や意識醸成に取り組む。 ②本事業については、ユニバーサルデザイン推進事業に包含される事業である。また、本市におけるすべての道路事業については、同様の基準により事業実施がなされ、やさしい街づくりの推進や安全で快適に移動できる生活環境づくりがなされていることから、取り組み事業の選定及び取り扱いの再検討が必要と考えられる。 ③必要な路線に対しては、再編も検討しながら、継続的に補助し、路線維持を図る。郊外部においては、路線バスに代わる公共交通として、デマンド型乗合タクシーを導入しているが、今後、市街地においても交通空白地帯が発生する恐れがあるため、その都度、地域の特性にあった公共交通体系を検討していく。 ④公園施設の改修によりUD対応率及び利便性、快適性の向上が図られ、施設利用者の増加につながり、防犯面での安全性も高まることや災害時の避難場所として必要な施設であることから、継続して事業を実施する。</p>	①市民・NPO活動推進課 ②道路建設課 ③総合交通政策課 ④公園緑地課
		<p>【防災体制の強化】 「誰一人取り残さない」SDGsの理念のもと、けがや事故の予防推進、防犯・防災体制の強化、見守り体制の充実を図っている。</p>	<p>・けがや事故の予防推進、防犯・防災体制の強化については、地域が主体となる活動への支援、避難行動要支援者名簿の整備、軽微な住宅改修に対する助成等を実施しているが、周知が行き届いていない。 ・近年、高齢者ドライバーによる重大な交通事故の発生が社会問題となっている。 ・高齢者世帯をターゲットとした強盗事件や特殊詐欺事件が多発している。</p>	<p>・高齢者が地域で安全・安心に生活できるようにするため、地域コミュニティが主体となった防犯・防災活動への支援を充実する。事業推進にあたっては町内会、高齢者あんしんセンター、民生委員、社会福祉協議会等との連携を強化していく。 ・高齢者の交通事故(特に加害)防止のため免許返納促進と併せた乗合タクシー等交通インフラ整備、公共交通利用支援等を引き続き推進する。 ・上記に関連し、いわゆる交通弱者の増加に対応した生活環境維持のための対策の検討。 ・本市のセーフコミュニティ国際認証の再取得(2023.2)を受け、これに基づく高齢者の事故防止対策について各種情報提供や関連事業推進を図る。 ・高齢者世帯をターゲットにした強盗、詐欺事件の慢性的な多発を受けこれに関する各種情報提供や対策強化を図る。</p>	健康長寿課
		<p>【防犯体制の強化】 ・青色回転灯装着した公用車による防犯パトロール活動や防犯関係団体への活動支援など、関係機関・団体と連携しながら防犯活動を継続した。 ・自主的にパトロール活動を行う団体へ、用品支給による活動支援事業を継続した。</p>	<p>【防犯体制の強化】 ・青色回転灯パトロールやパトロール用品を支給した団体による防犯パトロール等の実施により、市民の防犯意識の向上が図られ、刑法犯認知件数も減少しているが、その一方で空き巣や万引き、自転車の盗難、なりすまし詐欺の被害は依然多いことから、様々な関係団体と連携し防犯活動に取り組み事業内容を効果的なものにする必要がある。 ・刑法犯認知件数も減少しているが、その一方で空き巣や万引き、自転車の盗難、なりすまし詐欺の被害は依然多いことから、事業内容を効果的なものに検討する必要がある。</p>	<p>【防犯体制の強化】 犯罪などを防ぐ最大の抑止力は、町内会をはじめ、関係機関・団体が連携した地域ぐるみの「人の目」による活動と考えており、地域の関係団体等の活動を相互に把握しながら、より連携を意識した活動の充実について検討していく。</p>	セーフコミュニティ課

大項目(章)	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
3 生活環境の充実	安全・安心な環境づくりの推進	【事故予防の推進】 事業内容を掲載した交通安全啓発チラシを作成し、老人クラブを通じて配布したほか、広報こおりやまへの記事掲載など周知啓発を実施しながら、高齢者の運転が原因となる交通事故を未然に防止するため事業を継続した。	【事故予防の推進】 へき地における代替交通手段が整っていない等から高齢者運転免許証返納者数は減少傾向にあることから、新たな高齢者免許更新制度や交通政策と連携した取り組みを推進する必要がある。	【事故予防の推進】 新たな高齢者免許更新制度や総合交通政策課で実施している「乗合タクシー事業」などの交通施策と連携した取り組みについて検討していく。	セーフコミュニティ課
		【見守り体制の充実】 ①一人暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与・設置し、緊急時の通報体制の確保を図るとともに安否確認により日常生活の見守りを行った。	【見守り体制の充実】 ①緊急通報システムは、親族や知人等に、緊急時に駆け付け対応を担う協力員として2名以上登録してもらう必要があり、身寄りのない高齢者は利用の妨げとなる場合があった。サービス利用者の拡充のため、今年度より協力員の登録が不要である「見守り電球」サービスを開始しており、今後普及している必要がある。	【見守り体制の充実】 ①一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、社会情勢の変化に伴う人間関係の希薄化等により、引き続き利用者の増加が見込まれる。「見守り電球」サービスの普及を図るとともに、「緊急通報システム」サービスを継続して実施し、高齢者の緊急時の安全確保と在宅生活の不安解消を図っていく。	①地域包括ケア推進課 保健福祉総務課 セーフコミュニティ課
		【高齢者の交通手段の確保】 少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による路線バス利用者の減少に加え、深刻な運転手不足により、郊外部を中心にバス路線が廃止となる中、地域の足を守るため、デマンド型乗合タクシーを市内10地区にて運行している。 (デマンド型乗合タクシー運行地区：日和田地区、熱海地区、西田地区、田村地区、安積地区、三穂田地区、逢瀬地区、喜久田地区、片平地区、中田地区)	【高齢者の交通手段の確保】 乗合タクシーは導入地区毎に、決まった時間に地区内(自宅等)と指定目的地(最寄りの主要な生活施設や交通結節点等)間を運行しているが、事前予約制(午前運行便：前日、午後運行便：当日12時まで)であり、突発的な移動需要等に対応できない。利便性向上のため、運行事業者と共に、予約システムのDX化等を検討し、可能な限り予約締切時間を短縮できないか検討する必要がある。	【高齢者の交通手段の確保】 費用対効果や地区のニーズ等も踏まえながら、乗合タクシーのDX化の検討や運行内容の見直しを図っていく。さらに、少子高齢化の進行などに伴う既存の公共交通体系の状況を踏まえながら、導入地区の拡大等についても検討していく。	総合交通政策課
	高齢者の住まいの安定的な確保	【養護老人ホーム】 【経費老人ホームA型、ケアハウス】 【有料老人ホーム】 住まいを安定的に確保できるよう民間事業者が運営する高齢福祉施設に対する支援、市営住宅への優先入居を配慮するとともに、高齢者の憩いの場として入浴、宿泊等を提供し、人々の交流が図られることのできる施設を運営している。	高齢者独居世帯、高齢者のみ世帯の増加により各種高齢者向け住宅施設に対するニーズは増加、多様化しており、当事者の身体的、経済的状況に応じた当該施設に関する的確な情報提供が一層必要となっている。	在宅生活が不安又は困難な方のため高齢者向け住宅、高齢者福祉施設等のわかりやすい情報提供や運営体制の検査等を行う。また、社会的、経済的状況により保護措置が必要な高齢者の対応にあたっては高齢者あんしんセンターや民生委員、社会福祉協議会等との連携を強化していく。	健康長寿課
		【サービス付き高齢者向け住宅】 バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について登録事務を実施した。	【サービス付き高齢者向け住宅】 サービス付き高齢者向け住宅は要介護度の低い比較的元気な高齢者向けの施設となっているが、入居者の要介護度や認知症が進行した場合の設備の整備や看取りを行える体制の確保などに課題を感じている事業者が多い。	【サービス付き高齢者向け住宅】 サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地の推進や空間の質の向上、サービスの質の確保・向上等、高齢者の安心な住まいの確保に向けた取り組みを推進する。	住宅政策課 健康長寿課
		【高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進】 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正(平成29年10月25日施行)により、家賃や家賃債務保証料等に対する経済的支援、専用住宅の登録、住宅確保要配慮者の入居支援等の制度が創設されるなどその機能が強化され、令和4年度から、住宅政策課が住宅の登録事務、こども家庭支援課がひとり親家庭を対象に家賃低廉化補助金交付事務を開始した。	【高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進】 支援を必要とする住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の世帯数推計やその属性分析等を行う必要がある。	【高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進】 セーフティネット住宅の根幹となる公営住宅との役割分担を踏まえ、福祉部局と連携しながら対応していく。	住宅政策課
		【生活に困窮する高齢者に対する公的賃貸住宅の供給促進】 市営住宅募集において、募集を行う住戸の中に、高齢者世帯の戸数枠を設けて、優先的に取り扱い、入居の機会を提供している。また、市営住宅ストック総合改善事業において、エレベーターをリニューアル化し、住みよい住環境の整備を行った。	【生活に困窮する高齢者に対する公的賃貸住宅の供給促進】 市営住宅募集において、低層階及びエレベーター停止階の住戸の申込倍率が高いことから、エレベーターの無い高層階の利活用促進について検討する必要がある。	【生活に困窮する高齢者に対する公的賃貸住宅の供給促進】 高齢者の市営住宅申込及び入居件数が増加していることに伴い、住戸外部設備の整備のほか、住戸内部について、手すりやスロープ設置等によるバリアフリー化及びユニバーサル化の推進を検討する。	住宅政策課

大項目(章)	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
3 生活環境の充実	高齢者施設の利用促進	【老人福祉センター・高齢者文化休養センター】 【地域交流センター・市民福祉センター】 高齢者の憩いの場、交流の場として低額で入浴、宿泊等ができる高齢者向け施設を運営している。	各施設は建物の老朽化に伴う維持管理経費の増大、利用者数の減少、費用対効果の低下、民間施設との競合等が課題となっている。	本市が運営する高齢者施設については安全で利用しやすい施設管理・運営を行うとともに、建物の老朽化、民間事業者との競合、利用者数の状況、財政負担等を踏まえ、次世代に負担を残さないよう今後のあり方を検討する。	健康長寿課
	民間団体との連携推進	【ボランティア、民間団体などの育成・支援の強化】 市民活動団体を支援する拠点として市民活動サポートセンターを運営し、各種相談対応、人材育成のための講座、情報収集・提供等を実施している。	【ボランティア、民間団体などの育成・支援の強化】 市民活動団体の運営を支えてきた方が75歳以上を迎えることにより、次の担い手となる後継者育成が重要になる。	【ボランティア、民間団体などの育成・支援の強化】 高齢者の経験やスキル等を次世代の担い手へ継承する取り組みを支援する。	市民・NPO活動推進課
4 相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援・情報提供の充実 日常生活を支援する体制整備の推進 地域ケア会議の充実 高齢者の権利擁護 放射線に対する健康管理の推進 	<p>【日常生活を支援する体制整備の推進】 生活支援コーディネーター（SC）は、2016(平成28)年度から配置を開始し、2022(令和4)年度末現在で第1層SC1名、第2層SC12名の計13名が、関係者間のネットワーク構築、担い手の育成及びニーズとサービスのマッチング等のコーディネート業務を実施している。 第2層協議体は、新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動全般にわたり自粛の動きが見られたものの、2022(令和4)年度末現在で38地区中36地区において設置され、情報共有及び連携強化を図っている。</p> <p>【相談支援・情報提供の充実】 【地域ケア会議の充実】 【高齢者の権利擁護】 ・地域包括支援センターや市直営の基幹包括支援センターにおいて、高齢者等に対する総合相談及び支援を行っている。また、地域ケア会議を開催するなど、関係機関と連携し、実情に即した高齢者施策を検討している。 ・2022(令和4)年4月に、高齢者等の権利擁護の充実を図るため、中核機関として郡山市成年後見支援センターを設置した。(郡山市社会福祉協議会に委託)</p>	<p>【日常生活を支援する体制整備の推進】 第2層協議体はおおむね設置を完了したが、高齢者の支えあいによる生活支援の充実・強化については、地区により活動にばらつきが見られる。</p> <p>【相談支援・情報提供の充実】 【地域ケア会議の充実】 高齢者数の増加に伴い、相談件数が増え、相談内容も多様化・複雑化しており、相談体制の充実を図るとともに関係機関との情報共有や連携強化を図る必要がある。新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の開催頻度が少なかった。</p> <p>【高齢者の権利擁護】 ・成年後見支援センターの認知度が低いため、成年後見制度及び成年後見支援センターの周知を図る必要がある。 ・今後、成年後見制度利用者の増加が見込まれることから、円滑に制度が利用できるよう、支援体制や関係機関の連携を強化する必要がある。</p>	<p>【日常生活を支援する体制整備の推進】 高齢者の支えあいによる生活支援は、先行事例の共有や展開等を通して、より多くの地区で活動を活性化させる必要がある。さらに支えあいの機運が高まりを見せた地区については、総合事業への移行も検討する。</p> <p>【相談支援・情報提供の充実】 【地域ケア会議の充実】 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が2023(令和5)年5月19日に公布され、地域包括支援センターの体制整備等(R6.4.1施行)も含まれることから、趣旨を踏まえ、より一層の高齢者の相談支援体制の充実を図る。また、重層的支援体制整備事業などにより、他分野との連携推進を図る。</p> <p>【高齢者の権利擁護】 円滑・迅速な制度利用がなされるよう、中核機関である成年後見支援センターの機能強化を図るとともに、関係機関のネットワーク構築により、支援体制を強化する。</p>	地域包括ケア推進課
		5 介護予防・生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防の推進 介護予防 生活支援サービス事業 生活支援の推進 	<p>【介護予防に資する通いの場の普及・啓発】 「いきいき百歳体操」は、2017(平成29)年の導入以降、実施会場数、参加者数ともに順調に増加していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、2020(令和2)年度から2022(令和4)年度まで、ほぼ横ばいとなっている。</p>	<p>【介護予防に資する通いの場の普及・啓発】 新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら、「いきいき百歳体操」をはじめとする「通いの場」の参加者を再び増加させる必要がある。</p>
6 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者等支援の推進 認知症の理解促進 認知症高齢者や家族への在宅生活支援 	<p>【施策全般】 令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が策定された。地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が中心となり、関係機関と連携しながら、認知症施策推進大綱に基づいた認知症施策各種事業を実施している。</p>	<p>【施策全般】 認知症高齢者が年々増加しているが、認知症への理解が十分に浸透しておらず、未だ偏見がある。また、依然として認知症の問題行動が出てからの相談が多く、初期段階から相談につながるケースは少ない。認知症の初期段階からの相談支援体制を構築していくことと併せて、本人の声を認知症施策に取り入れていくことが必要。</p>	<p>【施策全般】 認知症基本法が2023(令和5)年6月16日に公布された。今後策定される国の基本計画や県の推進計画の内容を踏まえ、市においても地域福祉計画や介護保険事業計画等との調和を図りながら、推進計画の策定について検討する。 認知症基本法の趣旨を踏まえつつ、引き続き認知症施策推進大綱に基づき、認知症施策及び各種事業を実施する。</p>	地域包括ケア推進課

大項目(章)	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
7 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携の推進	<p>【施策全般】</p> <p>2018(平成30)年11月に郡山医師会に委託し在宅医療・介護連携支援センターを設置した。切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するために、在宅医療・介護連携支援センターと共同し、在宅医療・介護連携の推進のための各種事業を実施している。</p>	<p>【施策全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身または高齢者のみ世帯が増加しており、ACP(人生会議)に係る理解の深化と普及啓発を図る必要がある。 ・八次計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関との連携が難しい状況であったため、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討が十分にできなかった。 	<p>【施策全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023(令和5)年度に作成した「わたしの未来ノート」(郡山市エンディングノート)をACPの推進と在宅医療・介護の連携を推進するツールとして活用し、出前講座等で専門職や関係機関、市民へACPの周知啓発を図る。 ・在宅医療・介護に関する資源等の情報収集を行い、専門職団体や関係機関、市民等への発信を積極的に行う。 	地域包括ケア推進課
8 介護保険サービス提供体制の充実	介護サービス量の推移	<p>【居宅サービスの推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス全体として事業量は、緩やかな増加にあり、令和2年度から令和4年度の比較では約2%程度の増加となっている。 ・訪問入浴介護、福祉用具貸与、住宅改修等は増加または前年度並みで推移しており、在宅による介護サービスは適正に提供できていると考えられる。 ・通所系・短期入所系サービスは、新型コロナウイルス感染症拡大による利用控え等による影響が考えられ、事業量は減少している。 ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は、医療系サービスの需要の高まりにより、利用実績が増加している。 ・特定施設入所者生活介護は令和3年度以降事業所数が増えたことにより、事業量は増加している。 	<p>【居宅サービスの推移】</p> <p>要支援及び要介護の高齢者が居宅で生活し続けることを支えるサービスであり、サービスの質の向上と十分な供給体制を整えるため、適切にサービス事業量を見込む必要がある。</p>	<p>【居宅サービスの推移】</p> <p>今後の高齢者数の推移、利用者のニーズ、事業所整備計画等を踏まえて、サービス事業量を適切に見込んでいく。</p> <p>また、持続可能な介護保険制度となるよう、介護給付の適正化を推進していく。</p>	介護保険課
		<p>【施設サービスの推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス全体として、事業量は施設の整備床数の増加に伴い、増加しており、令和2年度から令和4年度の比較では延べ約1,100人の増加で約5%の伸び率となっている。 ・介護老人福祉施設は、令和3年7月に1施設の開設があったため、事業量は若干増加した。 ・介護老人保健施設は、平成30年度以降施設数に変動がないため、事業量はほぼ横ばいである。 ・介護療養型医療施設は、令和2年4月に1箇所の介護医療院への転換、令和4年5月に1箇所の辞退があったことから、令和3年度、令和4年度の事業量は減少した。 ・介護医療院は、令和2年4月に1箇所の介護療養型医療施設からの転換があったことから、事業量は増加した。 ・いずれのサービスも、施設の整備床数により利用者数が増減しやすい。 	<p>【施設サービスの推移】</p> <p>居宅での介護が困難な高齢者や、長期療養と日常生活での介護が必要な高齢者などを支えるサービスであり、サービスの質の向上と十分な供給体制を整えるため、適切にサービス事業量を見込む必要がある。</p>	<p>【施設サービスの推移】</p> <p>今後の高齢者数の推移、利用者のニーズ、事業所整備計画等を踏まえて、サービス事業量を適切に見込んでいく。</p> <p>また、持続可能な介護保険制度となるよう、介護給付の適正化を推進していく。</p>	

大項目(章)	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
8 介護保険サービス提供体制の充実	介護サービス量の推移	<p>【地域密着型サービスの推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス全体として事業量は増加しており、令和2年度から令和4年度の比較では約3%の増加となっている。利用者等に認知され、利用者のニーズに沿ったサービス提供ができていると考えるが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大による影響等が見受けられた。 ・認知症対応型通所介護は、令和2年10月に1事業所の開設があったが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等で、事業量は減少している。 ・小規模多機能型居宅介護は、令和3年度以降、事業所の開設や廃止など変動があるものの、事業量は横ばいである。 ・認知症対応型共同生活介護は、令和3年度以降開設の施設があったため、事業量が増加しているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が見られる。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、令和4年度以降に開設の事業所があったため、事業量が増加した。 ・地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、施設数に変動はなく、事業量も横ばいである。 ・地域密着型通所介護は、令和3年度以降も事業所の開設が続いているため、事業量は増加しているが、令和4年度は減少した。 	<p>【地域密着型サービスの推移】</p> <p>認知症や要介護の高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを支える要となるサービスであり、サービスの質の向上と十分な供給体制を整えるため、適切にサービス事業量を見込む必要がある。</p>	<p>【地域密着型サービスの推移】</p> <p>今後の高齢者数の推移、利用者のニーズ、事業所整備計画等を踏まえて、サービス事業量を適切に見込んでいく。また、持続可能な介護保険制度となるよう、介護給付の適正化を推進していく。</p>	介護保険課
	介護保険サービス基盤の整備	<p>【居宅介護サービス】</p> <p>◎全体 入居施設である特定施設入居者生活介護については、計画どおりの公募選定となった。</p>	<p>【居宅介護サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の高齢者人口、要介護認定者数の増加により、需要の増加が見込まれる。 ・生活改善に必要なサービスであるという回答の43.0%が在宅サービスであり(在改:複数回答)、需要が認められる。中でも、短期入所生活介護の割合が高く、通所介護・短期入所生活介護の機能を有する小規模多機能型居宅介護等複合型サービスの需要も高い。(在改:複数回答) ・特定施設入居者生活介護において過去1年間の退所者のうち、看取られた方の割合が高く(居所変更)、看取りの対応への需要がある施設と考えられる。 <p>※(在改):在宅生活改善調査、(在実):在宅介護実態調査、(居所変更):居所変更実態調査</p>	<p>【居宅介護サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の参入状況を的確に把握しながら、必要と思われるサービス量の確保に努める。 ・サービスの必要量については、今後の要介護認定者数の増加の見込みや、訪問・通所・短期入所生活介護の機能を持つ複合的なサービスである小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、国が新設する予定のサービスも注視し、検討する。 ・特定施設入居者生活介護は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所待機者の受け皿となる介護専用型の入居施設を中心に整備を検討する。 ・混合型の特定施設については、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅からの転換を想定し、事業者の意向や要介護等高齢者の入居の状況等を踏まえ、外部サービス利用型も視野に整備を検討する。 	介護保険課
		<p>①通所介護(デイサービス) 整備目標数:12事業所(4事業所増) (指定事業所数:通所:9、地密:11事業所) 第八次計画終了後:116か所 地域密着型通所介護と合わせて計12事業所の増を見込んでいたが、新規開設と休廃止事業所があり、4事業所の増となった。</p> <p>②短期入所生活介護(ショートステイ) 整備目標数:38床(20床減) 第八次計画終了後事業所数:484床 特養併設型10床が増加、単独型20床が法人の経営方針の転換から廃止となった。 今年度中に10床が特養に転換予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活改善に必要な在宅サービスであるという(通り八、認知症通所介護と合わせて)回答の割合は31.8%(在改:複数回答)であり、一定の需要が認められる。 ・同じ機能を持つ複合サービスである小規模多機能は39.1%(在改:複数回答)であり、この中にも通所介護にかかる潜在的需要もあると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活改善に必要な在宅サービスであるという回答の割合は44.3%(在改:複数回答)(在宅サービス中1位)であり、高い需要が認められる。 ・同じ機能を有する小規模多機能は39.1%(在改:複数回答)であり、この中にも短期入所生活介護介護にかかる潜在的需要もあると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの必要量に基づき、同じ機能を持つ小規模多機能型居宅介護等を含めた複合サービスの必要量も考慮し整備目標を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの必要量に基づき、介護老人福祉施設(特養)の併設や、同じ機能を持つ小規模多機能型居宅介護等を含めた複合サービスの必要量も考慮し整備目標を検討する。 	介護保険課

大項目(章)	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
8 介護保険サービス提供体制の充実	介護保険サービス基盤の整備	③特定施設入居者生活介護(※広域型) 整備目標数：166床 第八次計画終了後事業所数：15か所901床 66床は開設済み、2施設80床(公募選定済み)はR6年度開設予定。 第七次計画分60床が令和4年度に開設された。	<ul style="list-style-type: none"> 生活改善に必要な「その他施設等」とあるという回答の割合は19.4% <u>(在改：複数回答)</u> (「その他施設等」中2位)であった。 過去1年間の退所者のうち看取られた方の割合は73.2%であり <u>(居所変更)</u>、看取りの対応への需要がある施設と考えられる。 住宅型有料老人ホームからの過去1年間の退去者のうち居所変更者は62.5%であり、その居所変更先の50%が特定施設(地域密着含む)であった <u>(居所変更)</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活が困難な要介護者等の利用意向に応えられるよう整備を検討をすることとし、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所待機者の受け皿となる介護専用型の入居施設を中心に整備を検討する。 混合型の特定施設については、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅からの転換を想定し、事業者の意向や要介護等高齢者の入居の状況等を踏まえ、外部サービス利用型も視野に整備を検討する。 	介護保険課
		<p>【施設サービス】</p> <p>◎全体 施設サービスについては計画どおりの公募選定となった。 また、介護療養型医療施設の制度廃止に伴う介護医療院への移行については、事業者の意向により転換せずに廃止となった。</p>	<p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の高齢者人口、要介護認定者数の増加により、介護老人福祉施設(特養)待機者、医療ニーズを有する要介護認定者の増加が見込まれる。 生活改善に必要な施設が介護老人福祉施設(特養)のみと考えられる割合13.2%に対し、「その他施設等」と考えられる人は39.1%であった。ニーズが多様である可能性が考えられる。 <u>(在改：複数回答)</u> 「その他施設等」の中の介護老人保健施設、介護医療院について、生活改善に必要な施設としての回答の割合から、一定の需要が認められた。 <u>(在改：複数回答)</u> 本市は、全国・県・県内中核市と比較して要支援・要介護者1人当たり定員が低い状況にある。 <u>(「見える化」システムを活用した地域分析)</u> 	<p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅生活が困難な要介護者の多様な利用意向に応えられるよう、人口や特養待機者数等の変動や現在の整備状況を踏まえながら、居宅サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせた持続可能な整備を検討する。 事業者の意向を把握しながら、定員増や転換、サテライト型事業所の活用による既存資源を活用した効率的な整備を検討する。 施設開設後の安定経営が図れるよう、スケールメリットを活かした整備を検討する。 	
		①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム※広域型) 整備目標数：190床 (選定数：3施設190床 内10床：転換) 第八次計画末時点整備見込数：19施設1414床 ・目標整備数のうち、2施設180床は公募選定済みであり、令和6年度以降開設予定。 ・既存短期入所生活介護10床から転換により今年度整備予定。 要介護3以上の在宅の早期入所希望待機者数(各年4/1時点) ・令和3年199人、令和4年148人、令和5年277人	<ul style="list-style-type: none"> 今後の高齢者人口、要介護認定者数の増加により、介護老人福祉施設(特養)待機者の増加が見込まれる。 過去1年間の退所者のうち、看取られた方の割合は84.3%であった。 <u>(居所変更)</u> 今後の人口や待機者数の変動を踏まえた整備の検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの必要量や、その他施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせた持続可能な整備を検討する。 事業者の安定経営に係る整備床数や既存施設の活用等を踏まえた整備を検討する。 	
		②介護老人保健施設 整備目標数：0床 第八次計画末時点整備見込数：9施設854床 今年度中に第七次実施計画分1施設100床が開設され、全体で9施設854床となる予定。	<ul style="list-style-type: none"> 今後の要介護認定者数の増加から医療ニーズを有する要介護認定者の増が見込まれる。 生活改善に必要な「その他施設等」とあるという回答の割合は16%であり一定の需要が認められる。 <u>(在改：複数回答)</u> 過去1年間の退所者のうち居所変更者は77.7%であり、その居所変更先の25.5%が自宅であり、在宅復帰支援としての機能が認められた。 <u>(居所変更)</u> なお、過去1年間の退所者のうち看取られた方の割合は22.3% <u>(居所変更)</u> であり看取りの実態も認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの必要量や、その他施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせた持続可能な整備を検討する。 事業者の安定経営に係る整備床数や既存施設の活用等を踏まえた整備を検討する。 	

大項目(章)	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
8 介護保険サービス提供体制の充実	介護保険サービス基盤の整備	③介護療養型医療施設 整備目標数：-16床(2施設の介護医療院への移行) 第八次計画末時点整備見込数：0施設0床(-16床) 運営法人の意向により、2施設16床が転換せず廃止し、0施設となった。	—	—	介護保険課
		④介護医療院 整備目標数：42床(転換数：0床) 第八次計画末時点整備見込数：3施設150床 各運営法人の意向により、介護療養型医療施設2施設16床が転換せず廃止し、病床からの転換予定26床が先送りとなった。	・今後の高齢者人口、要介護認定者数の増加に伴い、恒常的な医療ニーズを有する要介護認定者の増が見込まれる。 ・生活改善に必要な「その他施設等」であるという回答の割合は10.9%であり一定の需要が認められる。 <u>(在改：複数回答)</u> ・介護老人福祉施設(特養)からの過去1年間の退去者のうち居所変更者は15.7%であり、その居所変更先の53.6%を介護医療院が占めた <u>(居所変更)</u> 。必要な医療に対応が可能であるためと考えられる。 ・過去1年間の居所変更者も含む退所者のうち死亡者は34.5%を占め、 <u>(居所変更)</u> 看取りの実態が認められた。	・サービスの必要量や、その他施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせた持続可能な整備を検討する。 ・事業者の安定経営に係る整備床数や既存施設の活用等を踏まえた整備を検討する。	
		【地域密着型サービス】 整備目標数に対して、計画どおりの公募選定となっている。	【地域密着型サービス】 ・高齢者人口及び要介護認定者が増加している状況から、今後も地域密着型サービスの利用は増え、整備の必要性も高まると考えられる。 ・事業所数は増加しているが、未整備地区がある。 ・在宅の介護者が不安を感じる介護の中で、「認知症状への対応」、「排泄」の割合が高い <u>(在実：複数回答)</u> 。 ・地域密着型介護老人福祉施設(特養)・特定施設入居者生活介護は、前回の第七次計画期間の公募に対し、応募する事業者がなくスケールメリットが要因と考えられる。	【地域密着型サービス】 ・地域バランスに配慮するとともに、日常生活圏域のサービス基盤の整備状況を確認しながら、施設サービスや居宅サービスとのバランスを考慮し、計画的な整備を検討する。 ・事業者の意向を考慮し、定員増や転換、サテライト型事業所の活用による既存資源を活用した効率的な整備を検討する。	
		①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 整備目標数：3事業所(選定数：3事業所) 第八次計画末時点整備見込数：11事業所(3事業所増) 2事業所が開設され、1事業所が今年度公募選定予定。	・事業所数は増加しているが未整備地区がある。 ・在宅の介護者が不安を感じる介護の中で、「認知症状への対応」、「排泄」の割合が高い <u>(在実：複数回答)</u> 。 ・生活改善に必要な在宅サービスであるという回答の割合は32.8%であり <u>(在改：複数回答)</u> (在宅サービス3位)、需要が高いと考えられる。	・地域バランスに配慮するとともに、日常生活圏域の整備状況を確認しながら、計画的な整備を検討する。	
		②認知症対応型通所介護 整備目標数：1事業所(選定数：1事業所) 第八次計画末時点整備見込数：8事業所 認知症対応型共同生活介護27床(④)と併設1事業所が令和6年度以降開設予定。	・高齢者人口の増加により認知症高齢者の増加が見込まれる。 ・在宅の介護者が不安を感じる介護の中で、「認知症状への対応」、「排泄」の割合が高い <u>(在実：複数回答)</u> 。	・地域バランスに配慮するとともに、日常生活圏域のサービス基盤の整備状況を確認しながら、既存のデイサービスからの機能転換や認知症対応型共同生活介護との共用を図るなど、既存事業所の有効利用を検討する。	
		③小規模多機能型居宅介護 整備目標数：3事業所(選定数：3事業所) 第八次計画末時点整備見込数：38事業所 2事業所が開設済みであり、1事業所が来年度初めに開設予定。	・生活改善に必要な在宅サービスであるという回答の割合は39.1%であり <u>(在改：複数回答)</u> (在宅サービス2位)、需要が高いと考えられる。	・地域バランスに配慮するとともに、日常生活圏域のサービス基盤の整備状況を考慮し、既存事業所の有効活用やサテライト型事業所の整備、他の居宅サービスや入所施設との併設の整備を検討する。	

大項目(章)	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
8 介護保険サービス提供体制の充実	介護保険サービス基盤の整備	④認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 整備目標数:81床(選定数:81床) 第八次計画末時点整備見込数:53施設720床 ・1施設45床が開設済みで、2施設36床が来年度初め開設予定。 ・1施設27床(認知症対応型通所介護併設)が令和6年度以降開設予定。	・高齢者人口の増加により認知症高齢者の増加が見込まれる。 ・在宅の介護者が不安を感じる介護の中で、「認知症対応への対応」、「排泄」の割合が高い(在実)。 ・生活改善に必要な「その他施設等」とあるという回答の割合は57.1%(在改:複数回答)(「その他施設等」中1位)であり、需要が高いと考えられる。 ・過去1年間の退所者のうち看取られた方の割合は69.8%であった。 ・過去1年間の退所者のうち居所変更者は30.2%であり、その変更先の割合は介護老人福祉施設(特養)が31%で1位であった。(居所変更)。	・地域バランスに配慮しながら、日常生活圏域のサービス基盤の整備状況を考慮し、整備を検討する。 ・小規模多機能型居宅介護等複合サービスや認知症対応型通所介護事業所との共用を図るなど、既存資源を活用した効率的な整備を検討する。	介護保険課
		⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 整備目標数:0床。 第八次計画末時点整備見込数:2施設58床	・調査結果等について広域型と同様の結果となっており、同様の検討が必要と考えられる。(在改:居所変更) ・前回の第七次計画期間の公募に対し、応募する事業者がなくスケールメリットが要因と考えられる。	・特定施設入居者生活介護(介護専用型)と一体的に整備の検討をする。 ・事業者の参入意欲に配慮し、サテライトとしての整備も検討する。	
		⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム) 整備目標数:0床 第八次計画末時点整備見込数:7施設171床	・調査結果等について広域型と同様の結果となっており、同様の検討が必要と考えられる。(在改:居所変更) ・前回の第七次計画期間の公募に対し、応募する事業者がなくスケールメリットが要因と考えられる。	・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と一体的に整備の検討をする。 ・事業者の参入意欲に配慮し、サテライトとしての整備も検討する。	
		⑦看護小規模多機能型居宅介護 整備目標数:1事業所(選定数:1事業所) 第八次計画末時点整備見込数:1事業所 ※今年度9月開設予定	・現時点で市内には1事業所のみ。 ・生活改善に必要な在宅サービスであるという回答の割合は10.4%であった。 ・本サービスと同様に複数の機能を有する小規模多機能は39.1%、訪問看護という同じ機能を持つサービスでは、訪問看護17.7%、定期巡回32.8%(在改:複数回答)となっており潜在的な需要は高いと考えられる。	・地域バランスに配慮するとともに、日常生活圏域の整備状況を確認しながら、計画的な整備を検討する。	
	介護給付の適正化	<p>【要介護認定の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要介護認定の適正化として、認定調査員に対し、研修会を実施している。令和4年度は、公益財団法人郡山市健康振興財団との共催により、2回開催し、参加者数は240人だった。また、令和3年度から認定調査票結果点検にAIによる点検を導入し、業務の効率化を図っている(令和4年度認定調査件数8,663件)なお、認定者数は令和2年度末から令和4年度末の比較では305人の増加で約1.9%の増加となっている。 <p>【ケアプランの点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケアプランの点検として、令和3年度12事業所、令和4年度12事業所の計24事業所の点検を実施した。 <p>【住宅改修等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅改修等の点検として、令和3年度4件、令和4年度4件の計8件の点検を実施した。 <p>【縦覧点検・医療情報との突合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦覧点検・医療情報との突合を令和3～4年度に国保連合会と連携して、点検項目のうち各年度とも4帳票の点検を実施した。 <p>【介護給付費通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護給付費通知を介護サービス利用者に対し、令和3年度35,945件、令和4年度36,624件の計72,569件の通知を行った。 	<p>【ケアプランの点検】【住宅改修等の点検】</p> <p>【縦覧点検・医療情報との突合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦覧点検・医療情報との突合は費用対効果が高いことから点検が行われていない帳票についても点検が必要である。また、ケアプラン点検、住宅改修等点検についても適正な保険給付のため引き続き点検を行う必要がある。 <p>【介護給付費通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの利用者や事業者の増加に伴い保険給付費が年々増加することから、介護サービスを必要とする受給者に必要とするサービスを過不足なく提供すること、また事業者が適切に提供することがより必要である。 	<p>【要介護認定の適正化】【ケアプランの点検】</p> <p>【縦覧点検・医療情報との突合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の介護給付適正化主要5事業の再編方針を受け、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査を統合した「ケアプラン点検」、「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」の給付適正化3事業の重点実施を行う。 <p>【介護給付費通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護給付費通知については、給付適正化任意事業の位置づけとなる国方針のため、現行の年2回の通知について、継続または通知回数の見直しを行うこととする。 今後の高齢者数の推移、利用者のニーズ、事業所整備計画等を踏まえて、持続可能な介護保険制度となるよう、各点検項目、点検数の増加を図りながら、引き続き介護給付の適正化を推進していく。 	介護保険課

大項目（章）	中項目	現状	課題	今後の方向性	担当課
8 介護保険サービス提供体制の充実	介護人材の確保、資質向上及び業務の効率化	<p>【介護人材の確保】【介護人材の資質向上と定着促進】 【業務の効率化】【サービス事業者等との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の確保対策として、令和3～4年度に「介護に関する入門的研修」を実施し、各年度20人の予定に対し、令和3年度23人、令和4年度24人の参加者があった。 ・介護人材の資質向上と定着促進のため、令和3～4年度に人材育成・定着、事業所運営に関するテーマで「介護人材育成セミナー」をオンライン開催により実施し、年度毎にそれぞれ1,597人、2,071人の計3,668人の受講があった。 ・介護現場の業務の効率化のため、厚労省からの通知に基づき、運営指導点検項目の簡素化、標準化として、添付書類数の削減等を行った。 ・介護人材確保等の現状把握のため、令和3、5年度に介護事業所を対象に「介護人材確保・定着に関するアンケート」を実施した。 ・サービス事業者等との連携のため、各協議会の会議参加等により情報提供、共有を図り連携を行った。 	<p>【介護人材の確保】【介護人材の資質向上と定着促進】 【業務の効率化】【サービス事業者等との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護に関する入門的研修の実施により、未経験者に対する知識習得を図った。その後に介護事業所と就労希望者の就労支援機会も得られた。 ・介護人材セミナーでは、既に就労している介護職員に対し、毎年度、県で実施している内容と重複しないよう考慮しながらテーマを選定して、幅広い題材を扱っているが、希望するテーマに対応する講師の選定が課題となっている。 ・要介護認定者数の増加により、必要とされるサービス量の増加に対応する介護人材が必要となる。介護人材の不足は、介護職員の負担増加を招き、提供する介護サービスの質の低下に一因となることから、介護人材の確保、定着促進を図る必要がある。 ・「介護人材確保・定着に関するアンケート」の結果からも介護人材の参入促進、定着促進、介護現場の負担軽減による業務効率化が課題となっている。 	<p>【介護人材の確保】【介護人材の資質向上と定着促進】 【業務の効率化】【サービス事業者等との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県の動向及び「介護人材確保・定着に関するアンケート」、「介護人材育成セミナー」、「介護に関する入門的研修」実施後のアンケート結果を検討材料として、介護事業所、介護に関心のある新たな介護人材の要望を踏まえた内容を今後組み入れていく。 ・介護人材の確保・参入促進対策として、「介護に関する入門的研修」を引き続き実施する。 ・介護人材の定着促進対策として、「介護人材育成セミナー」を引き続き実施、また、業務管理体制の確認検査等を実施する。 ・福島県で実施している介護人材セミナー事業、介護の職場見学、介護体験等の周知案内を引き続き行い、情報提供に努めていく。 ・介護現場の負担軽減のため、介護ロボット活用等のICT活用、ケアプランデータ連携システムの活用等の介護分野の文書にかかる負担軽減のための業務効率化についての福島県実施事業等の啓発を行う。 	介護保険課